



令和4年8月5日

広島労働局長

阿部 充 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 三井正信

広島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月1日付け広労発基 0701 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

審議において、本年度の広島県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響は大きく、このため、県内の中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引き上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者に対する各種の支援策（事業継続、雇用維持、生産性向上等）については、関係行政機関及び各種事業者団体が有機的な連携を図り、迅速性・実効性のある活用促進、一層の周知に努めること。
- 2 影響の及ぶ中小企業・小規模事業者を的確に把握した上で、最低賃金の効果的な周知・広報に努めるとともに、上記各種支援策の活用促進等に取り組むこと。
- 3 官公庁の発注する業務については、発注時において、最低賃金の改正を見越した公正な対応を図るよう指導すること。
- 4 企業間の適正取引に資するため、関連会社等の利益還元率の確保に努めること。

別紙

広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1時間 930円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり